

墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第34号

## 墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部を改正する条例

墨田区高齢者個室借上げ住宅条例（平成2年墨田区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「準じる」を「準ずる」に改める。

第11条第2号中「料金」を「使用に係る費用」に改める。

第17条中「又は」を「、又は」に改める。

別表を次のように改める。

### 別表

使用者の収入区分	使用料(月額)	
	単身世帯用住宅	2人世帯用住宅
104,000円以下の場合	13,000円	17,600円
104,000円を超え123,000円以下の場合	15,000円	20,300円
123,000円を超え139,000円以下の場合	17,100円	23,200円
139,000円を超え158,000円以下の場合	19,300円	26,200円
158,000円を超え186,000円以下の場合	22,100円	30,000円
186,000円を超え214,000円以下の場合	25,500円	34,600円
214,000円を超え259,000円以下の場合	57,400円	73,200円
259,000円を超える場合	85,000円	106,000円

### 付 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区高齢者個室借上げ住宅条例（以下「新条例」という。）の規定による使用料の額の決定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 新条例別表の規定は、平成22年度以降の年度の借上げ住宅の毎月の使用料の算定について適用し、平成21年度以前の借上げ住宅の毎月の使用料の算定については、なお従前の例による。

- 4 施行日において現に借上げ住宅を使用している者の次の各号の表の左欄に掲げる各年度の使用料は、その者に係る新条例の規定による使用料の額（以下「新使用料の額」という。）が改正前の墨田区高齢者個室借上げ住宅条例（以下「旧条例」という。）の規定による使用料の額（以下「旧使用料の額」という。）を超える場合にあっては、新使用料の額から旧使用料の額を控除して得た額に次の各号の表の左欄に掲げる年度の区分に応じて、それぞれ当該各号の表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧使用料の額を加えて得た額とする。

新条例別表に掲げる使用者の収入区分の各段階と旧条例別表に掲げる使用者の収入区分の各段階とを比較して1段階上昇する場合

年度の区分	負担調整率
平成22年度	5分の1
平成23年度	5分の2
平成24年度	5分の3
平成25年度	5分の4

新条例別表に掲げる使用者の収入区分の各段階と旧条例別表に掲げる使用者の収入区分の各段階とを比較して2段階上昇する場合

年度の区分	負担調整率
平成22年度	7分の1
平成23年度	7分の2
平成24年度	7分の3
平成25年度	7分の4
平成26年度	7分の5
平成27年度	7分の6